

弁護士過疎・偏在対策－「日弁連ひまわり基金」によって現在行われている活動

1. 弁護士過疎地域の法律相談センターの設置・運営資金の援助

援助対象

「第一種弁護士過疎地域」*1、「第二種弁護士過疎地域」*2 又は「法律相談サービス特別支援対象地域」*3 に設置された法律相談センター*4。

*4 法律相談センター … 弁護士会が設置主体となり、弁護士会館や公共施設の会議室等を借りるなどして相談場所を設置し、相談日には弁護士が常駐して法律相談を行う形態のセンター。

援助内容

◆ 開設費援助 … 新規開設や移転費用の援助

(第一種地域) 200万円まで (第二種地域) 50万円まで (特別支援対象地域) なし
↑会場を常時賃借する場合。相談日のみ会場を設ける場合は100万円まで

◆ 運営費援助 … 相談員（弁護士）の相談時間、移動時間への援助

(第一種地域) 100万円まで (第二種地域) 50万円まで (特別支援対象地域) 50万円まで

◆ 施設常設費援助 … 会場を常時賃借する場合の援助

(第一種地域) 150万円まで (第二種地域) なし (特別支援対象地域) なし

※この他に、「第一種地域」のセンターに対して、テレビ電話機材等を設置する場合の費用として「通信設備費等援助」(50万円) や開設2年目以降の広報費用として「継続的広報費用援助」(上限20万円) が行われている。

*1 「第一種弁護士過疎地域」… 地裁支部単位で法律事務所の数が0から3の地域。

*2 「第二種弁護士過疎地域」… 地裁支部単位で法律事務所の数が4から10の地域。

*3 「法律相談サービス特別支援対象地域」… 地理的に一つのまとまりがあると認められ、法律事務所の数が0であり、アクセス時間、需要等を総合的に考慮の上、法律相談サービスを提供する特別な対策が必要と認められる地域。

2. ひまわり基金法律事務所（公設事務所）の設置・運営

定義

弁護士過疎解消のために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される法律事務所。2~3年の任期制（任期終了後、「定着」することも可能）。

設置地域

「第一種弁護士過疎地域」*1、「第二種弁護士過疎地域」*2 又は「新行動計画」対象地域のうち特に必要があると認められる地域（特例あり）。

資金援助

◆ 開設費用援助 新規開設・引継時に所長弁護士に対して500万円まで給付。
◆ 運営費用援助 年間所得額が720万円未満の場合、不足分を給付。

活動支援

ひまわり基金法律事務所ごとに、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会から2名ずつ推薦された委員からなる「支援委員会」が設置され、所長弁護士を指導・サポート。

3. 偏在解消対策地区で開業する弁護士・弁護士法人に対する援助

①独立開業支援

偏在解消対策地区で独立開業する弁護士に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）

②常駐従事務所開設支援

偏在解消対策地区に弁護士常駐従事務所を開設する弁護士法人に、開設資金等として上限350万円を貸付（7年間無利息）。

③特別独立開業等支援

①、②で、実質ゼロワン地域（地裁支部単位で、当番弁護・国選弁護・法律扶助のいずれかを担当する弁護士が1人以下の地域）で開業する場合。貸付金額を上限650万円に増額。事件の受任状況等を考慮して上限300万円の返済免除が可能。

これらの支援は、貸付金の返済に足りる相当な収入が得られなかったことや、公益的活動を積極的に受任していること等、一定の要件を満たす場合には返済を猶予または免除できる。

対象地域

偏在解消対策地区

…以下のいずれかに該当する地域

- ◆ 地裁支部管内における弁護士一人あたり人口が3万人以上の地域
- ◆ 簡裁管内において法律事務所が2か所以上存在しない地域
- ◆ 市町村において弁護士が存在しない地域
- ◆ その他弁護士会、弁護士会連合会が特に必要と認めた地域

4. 弁護士過疎・偏在地域に赴任する弁護士又はその養成を行う弁護士・弁護士法人に対する援助

援助対象

養成を行う弁護士又は弁護士法人

①偏在対策拠点事務所開設支援

弁護士会・弁護士会連合会が設置する偏在対策拠点事務所への開設資金（当初の運営資金を含む）として上限1500万円を給付。

②養成事務所拡張支援

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を養成するため、事務所拡張（移転・備品購入・改装含む）をするにあたり上限200万円を給付。

③養成費用支援

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士を雇用して養成するにあたり、養成費用として上限100万円を給付（※短期の場合は減額）。

④新人弁護士等準備支援

援助対象

赴任予定弁護士

公設事務所弁護士として赴任又は偏在解消対策地区で開業する予定の弁護士の準備資金として、上限100万円を無利息で貸付（※所属事務所から通常水準の給与が払われていない場合に限る）。

養成費用支援の特例（2020年12月1日～2030年11月30日）

以下の要件を満たす場合は、特則により養成費用が増額される。

* 2020年12月1日～2027年5月31日に雇用した被養成者に適用

（公設の養成）1年目月額40万円、2年目月額20万円（最大720万円）

（偏在の養成）1年目月額25万円（最大300万円）

都市型公設事務所の場合

①公設・偏在・スタッフ弁護士（新スキーム・従来スキームのいずれでも可）の赴任実績が雇用日より以前に2年間で1人以上又は5年間で2人以上いること

一般事務所の場合

①公設・偏在・スタッフ弁護士（新スキーム・従来スキームのいずれでも可）の赴任実績が雇用日より以前に5年間で2人以上いること（もしくは養成担当弁護士が公設事務所弁護士の経験がある場合は、5年で1人）

②複数名による指導体制、③公益的活動の積極的受任、

④赴任まで3年間の継続雇用、⑤赴任後の指導体制の継続、

⑥養成弁護士に不適当と思われる事由がないこと

※貸付の日から3年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるなど、所定の要件を満たす場合には返済を免除できる。

大規模災害により被災した偏在解消対策地区の会員に対する支援制度

対象

ひまわり基金法律事務所の所長弁護士

(1) 被災時移転開設費援助金の給付

大規模災害による被災を原因として、同一の市町村内に当該ひまわり基金法律事務所を移転した場合、移転に要した費用のうち、ひまわり基金法律事務所の設置に係る費用に対する開設費援助金（500万円の範囲内）に準じて必要と認める額を給付。

(2) 被災時復旧費援助金の給付

大規模災害による被災を原因として、当該ひまわり基金法律事務所が損害を受け、その復旧のために支出した場合、100万円の範囲内で必要と認める額を給付。

※被災時移転開設費援助金と併用不可。

対象

大規模災害により被災した偏在解消対策地区等に事務所を設置している弁護士等であって、当該大規模災害による被災をしたもの

(3) 大規模災害により被災した場合の既存貸付金の返済免除要件緩和

経済的支援（①偏在対応弁護士独立開業支援補助金 ②偏在対応常駐従事務所開設支援補助金 ③偏在対応特別独立開業等支援補助金）を受けた弁護士が大規模災害により被災した場合に、当該補助金の返済の全部又は一部を免除することができる。

(4) 偏在対応弁護士等移転支援補助金の貸付け

大規模災害による被災を原因として、当該法律事務所を当該対象地域内に移転し、又は他の対象地域内に移転した場合に、350万円を貸付（7年間無利息）。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。

※移転先の対象地域の弁護士会等の申請により

偏在対応弁護士等移転支援の対象指定が必要。

- ・(1)と合わせての利用も可能
- ・独立開業・開設の際に貸付けを受けていた弁護士等も利用可能

(5) 偏在対応復旧費用支援補助金の給付

被災を原因として損害を受け、その復旧費用として必要な支出をし、又は支出を必要とする場合、

100万円を給付。

※大規模災害の発生から3年以内の申請。※返還の要件あり。

- ・(1)と合わせての利用も可能
- ・(2)の貸付けとの併用不可

【対象災害】

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項及び第二項の救助の対象とされた災害及び弁護士会が指定し本会が承認した災害による被災（大規模災害）であって次に該当するもの。

(1) 偏在対応弁護士等移転支援補助金及び偏在対応復旧費用支援補助金については、2020年（令和2年）10月1日以降に発生した大規模災害による被災。

(2) 被災時移転開設費援助金及び被災時復旧費援助金については、2023年（令和5年）1月1日以降に発生した大規模災害による被災。

偏在対応女性弁護士等経済的支援事業

対象地域

女性弁護士偏在解消対策地区

…以下の事項に該当する地域

- ◆ 地方裁判所支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域内に弁護士登録をする女性弁護士がいないもの。
- ◆ 上記に準ずる地域その他女性弁護士偏在解消のために特別な対策が必要と認められる地域であって、当該地域を管轄区域とする地方裁判所に対応する弁護士会が女性弁護士偏在解消対策地区として指定し、本会が当該指定を承認したもの。

対象者

偏在対応女性弁護士

…自己を除くと女性弁護士偏在解消対策地区となる地域内に弁護士登録をする女性弁護士であって、次の①から④までに該当しないもの。

- ① 公設事務所所属の弁護士
- ② 日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士
- ③ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員又は使用人である弁護士であって、期間を限定して当該地域内の主たる法律事務所又は従たる法律事務所において執務しているもの
- ④ 弁護士職務基本規程第五十条に規定する組織内弁護士

(1) 偏在対応女性弁護士登録支援補助金

偏在対応女性弁護士になろうとする女性弁護士、女性司法修習生及び司法修習生の修習を終えた女性に対する貸付。

- ・500万円の範囲内で貸付。※無利息
- ・「女性弁護士偏在解消に資する活動」を行うこと等を要件とする。
- ・収入要件を課さずに「女性弁護士偏在解消に資する活動」を積極的に行うことで100万円×3年（計300万円）の免除を可能とする。
- ・残り200万円につき、従来の独立開業支援制度と同じ収入要件（5年平均600万円以下で免除）としたうえで、「女性弁護士偏在解消に資する活動」を積極的に行うこと等で免除可能とする。

(2) 偏在対応女性弁護士採用支援補助金

偏在対応女性弁護士を採用した弁護士、弁護士法人又は共同法人に対する給付。

- ・50万円の範囲内で給付。
 - ・給付の日から10年を経過する日までの間に通算して5年間以上の偏在対応女性弁護士の在籍を求め、それに達しなかったときは返還対象とする。
- ※当該偏在対応女性弁護士が女性弁護士偏在解消対策地区に独立開業したとき、偏在対応女性弁護士の都合で退所したときは返還を求めない。
- ・受入れ事務所には、公益的活動・偏在対応女性弁護士への所得保障などの要件なし。

～技術的支援～

日弁連は、弁護士登録後、会長が相当と定める期間、当該偏在対応女性弁護士の業務を支援する弁護士を選任することができる。

- ・人数は2名以内。任期は2年（ただし、再任を妨げない。）。